

COPY

二戸市指令環第 32-8 号

一般廃棄物処理業許可証

申請者 住 所 二戸市福岡字長塚 11 番地 1  
氏 名 株式会社マッハ総合計画  
代表取締役 兵沢 登志夫  
電 話 0195-25-5252

令和 8 年 2 月 12 日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定により許可します。

令和 8 年 3 月 13 日

二戸市長 五日市

王



- 1 許 可 番 号 二戸市一般廃棄物処理業 第 8 号
- 2 取り扱う廃棄物の種類 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）  
一般家庭から排出される粗大ゴミ及び引越し等の一時多量ごみ
- 3 許 可 の 種 類 収集及び運搬
- 4 許 可 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から  
令和 10 年 3 月 31 日まで
- 5 収 集 区 域 市内全域
- 6 許 可 の 条 件
  - (1) 法及び関係法令を遵守し、つねに自覚と責任をもって業務にあたり、市の計画及び指導に従うこと。
  - (2) 市及び二戸地区広域行政事務組合の処理施設を利用する場合には、日時方法等については管理者の指示に従うこと。
  - (3) 収集した廃棄物は、衛生的に処理すること。
  - (4) 法又は法令に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止を命ずることがある。